

スマートハイムでんき供給約款(2024年10月1日実施)_新旧対照表

変更後	変更前
<p>(2) スマートハイムでんきB（北海道エリア，東北エリア，中部エリア，北陸エリア，九州エリア）</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>（イ） 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし，1年間を通じての最大の負荷を基準として積水化学工業および大阪ガス所定の方法によってお客さまから申し出ていただきます。</p> <p>ただし，需要場所における小売電気事業者の変更により積水化学工業および大阪ガスとの需給契約を締結する場合の契約電流は，お客さまから申し出がない場合，原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値といたします。</p> <p>また，引越し（転入）等の理由で，当該需要場所で新たに電気の需給を開始される場合の契約電流は，お客さまから申し出がない場合，原則として積水化学工業および大阪ガスへの申込み時点で，当該需要場所に送配電事業者等が設置している設備において使用できる最大電流の値といたします。なお，積水化学工業および大阪ガスへの申込み時点で，当該需要場所に送配電事業者等が設置している設備において使用できる最大電流の値が設定されていない場合は，積水化学工業および大阪ガス所定の値とすることがあります。</p>	<p>(2) スマートハイムでんきB（北海道エリア，東北エリア，中部エリア，北陸エリア，九州エリア）</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>（イ） 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし，1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。</p> <p>ただし，需要場所における小売電気事業者の変更により積水化学工業および大阪ガスとの需給契約を締結する場合の契約電流は，原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値といたします。</p>

以上